

中国における野生動物の保護と人獣共通感染症の管理の体制（論文情報）

昨2021年12月、中国における「野生鳥獣に関する感染症」に含まれる人獣共通感染症の管理の体制について報告する論文¹が発表されたことを受け、その概要を報告する。

なお、同論文では、以下のポイントがハイライトされている。

- ・人獣共通感染症は複数の政府当局によって管理されている。
- ・リスク監視の対象となっている人獣共通感染症と野生動物宿主は限られている。
- ・野生動物ガバナンスが人獣共通感染症リスクの監視と低減に課題をもたらしている。
- ・連携の取れた協調的な監視とサーベイランスのための体制が必要とされている。
- ・ワンヘルス・アプローチが既存のギャップへの対処に大きく貢献する可能性がある。

1. 野生動物の保護

野生動物保護法に基づき、林業部門と水産部門が陸生および水生の野生動物を管理。林業部門は、生態学的、学術的及び社会的な価値を有する国家保護野生動物リストを作成し、絶滅危惧種以外の種を保護している（表1）。

絶滅危惧種の密猟からの保護や野生動物及びその製品の市場参入の管理などで、生態・環境部をはじめとする他の政府機関とも協力している。

表1 中国における野生動物の保護管理体制

国家林業草原局 野生動物保護法		農業農村部 漁業法、畜産法		
野生動物飼育繁殖（陸棲） ・保護種の飼養免許 ・飼養されている絶滅危惧・保護種のリスト ・飼養・繁殖事業者の規格 ・農場の共通技術基準 ・飼育・管理認証 ・農園の設計規格 ・生体の輸送規則	野生動物保護（陸棲） 絶滅危惧・保護種リスト 絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入管理規則 ・保護規則 ・生態学的、学術的及び社会的な価値を有する国家保護野生動物リスト	野生動物保護（水生） ・保護規則 ・水生生物資源保全行動計画	・家畜・家さんの遺伝資源目録 ・保護されている家畜・家さんの遺伝資源目録	野生動物飼育繁殖（水生） ・飼養されている絶滅危惧・保護種のリスト
	生態・環境部：生物資源の保護と利用の大枠、生物多様性国家戦略			

2. 人獣共通感染症の管理

中国では、主に公衆衛生部門と家畜衛生部門によって人獣共通感染症が監視・規制さ

¹ 2021年12月に発表された論文（[Li, Hongying, Chen, Yufei, Machalaba, Catherine C., Tang, Hao, Chmura, Aleksei A., Fielder, Mark D. and Daszak, Peter \(2021\) Wild animal and zoonotic disease risk management and regulation in China : examining gaps and One Health opportunities in scope, mandates, and monitoring systems. One Health, 13, p. 100301. ISSN \(online\) 2352-7714](#)）に基づき作成。

れてきており、ヒトの感染症の監視及び報告のための届出感染症リストが整備されているほか、家畜の伝染病の監視と報告のための家畜伝染病リスト等が整備されている。更に2009年には公衆衛生部門と家畜衛生部門が共同して人獣共通感染症リストを作成している。これらは国の緊急対応システムの一部となっている。

なお、2005年には林業部門の下に陸生野生動物を対象とする疫病・感染源の監視センターが設置され、現在では、国、省、市／郡レベルの監視ステーション、およびオンライン報告システムに参加する2,000の組織からなる幅広いネットワークに発展している。2013年には、林業部門により「陸生野生動物の伝染病と感染源の監視と管理に関する措置（陆生野生动物疫源疫病监测防控管理办法）」が制定され、陸生野生動物の疾病の監視・報告・対応に関する手順と説明責任が示された（表2）。また、モニタリングの対象となる野生動物疾病のリストや調査のための技術基準など、複数の規則や規範文書が林業省によって発出されている。（表3）

表2 陸生野生動物の伝染病と感染源の監視及び管理に関する措置（概要）²

- | |
|---|
| <p>■目的：陸生野生動物の伝染病の監視及び管理を強化し、陸生野生動物の伝染病の蔓延及び拡散を防止し、公衆衛生及び生態安全を維持し、野生動物資源を保護する</p> <p>■定義：「感染源」とは、危険な病原体を運び、野生動物の個体群を危険にさらしたり、ヒトまたは飼育動物に感染する可能性のある陸生野生動物。「陸生野生動物の伝染病」とは、陸生野生動物の集団に脅威を与えるか、またはヒトおよび動物に感染する可能性のある伝染病。</p> <p>■責任：国家林業局は、全国の陸生野生動物の伝染病の監視及び管理を組織、指導、監督する責任を負う。郡レベル以上の地方人民政府の林業担当部門は、人民政府の規定に従い、当該行政区域内の陸生野生動物の伝染病の監視及び管理の組織の実施、監督及び管理に特に責任を負う。陸生野生動物の伝染病の監視と管理は統一されたリーダーシップの下、階層的な責任、土地管理を実施</p> <p>■国家林業局</p> <ul style="list-style-type: none">・陸生野生動物の伝染病の予防及び管理の必要性に応じて、専門家による検証を行い、陸生野生動物の伝染病の種類及び発生源の分類を重点的に監視・地方公共団体からの報告があれば、専門家を組織し、報告状況の協議及び評価を行い、地方自治体に対し、科学的予防及び管理措置を講ずるよう指導し、國務院に報告し、國務院の獣医及び保健その他の関連部門に通知 <p>■地方公共団体：郡レベル以上の地方公共団体の林業担当部門は、</p> <ul style="list-style-type: none">・陸生野生動物の伝染病の監視及び管理のための機関を設立し、人員及び資金を保護し、監視及び管理を強化するとともに、陸生野生動物の伝染病の検出、早期警戒及び予防及び管理能力を徐々に向上させる。・陸生野生動物の伝染病の調査を定期的に行い、伝染病の基本的な状況及び動的変化を把握し、モニタリング計画及び予防計画の策定のための基礎を提供する。・陸生野生動物の発生予測及び予測及び傾向分析その他の活動を行い、発生リスクを評価し、陸生野生動物の発生の可能性について、所定の手続きに従い、警告情報及び予防及び管理措置に関する勧告を人民政府に報告する。・以下の地域に陸生野生動物の伝染病の監視ステーションを設置する<ul style="list-style-type: none">(1) 陸生野生動物の集中分布地域；(2) 陸生野生動物の移動経路；(3) 陸生野生動物の飼養繁殖施設が密集した地域及びその製品の流通地；(4) 伝染病の蔓延リスクが高い国境地域；・監視ステーションでは、常勤職員により、監視範囲、重点、検査ライン及び監視ポイントを明確にし、陸生野生動物の伝染病の監視及び管理を行う。監視は、定期監視（巡視などを通じて、野生動物の個体数や活動状況を把握することで異常を把握し、伝染病発生についての予備的な判断を行う）と特別な監視（感染源を特定し、重点地域を検査し、予防と制御のための提案を行う）を組み合わせた作業システムを採用する。 |
|---|

² 《陆生野生动物疫源疫病监测防控管理办法》 (hunan.gov.cn)の機械翻訳より作成

<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政区域内の陸生野生動物の伝染病の種類及び発生源種の補足リストを作成可能なほか、伝染病の監視及び管理のための重点地域を区分けし、特別な監視を組織・実施 ・ 陸生野生動物の伝染病による異常の疑いの報告を受けた場合、速やかに現場の隔離その他の措置を講じた上で、調査、分析及び評価を行い、さらなる予防及び管理措置を講ずる必要がある場合には、人民政府に報告し、獣医及び保健その他の関連部門にも通知 ・ 伝染病とその流行の特徴と危険の程度に応じて、個別に実施計画を策定するとともに、防護資材、消毒薬、フィールドワークその他の緊急物資を備蓄。 ・ 発生時の対応において、狩猟（個体数調整）は避けるべきであるが、必要な場合には、関連する法律及び規制の規定に従って実施する。 ・ 伝染病の監視及び管理に関する広報及び教育を強化し、市民の予防意識及び能力を高める <p>■公表：陸生野生動物の伝染病の監視に関する情報は、国の関連規定に従って管理し、いかなる単位又は個人も無断で公表してはならない。</p>

表3 中国における人獣共通感染症の監視・管理政策

国家林業草原局 野生動物保護法	農業農村部		国家衛生健康委員会 感染症予防治療法
	(獣医部門) 家畜疾病予防法	(検疫部門) 輸出入動植物検疫法	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸生野生動物の伝染病及び感染源の監視・管理 ・ <u>優先監視対象となる野生動物の伝染病と感染源</u>のリスト ・ <u>陸棲野生動物媒介性感染症の危険度分類</u> ・ <u>陸棲野生動物媒介性感染症</u>の監視に係る技術規範 ・ 陸棲野生動物における伝染病の分類 ・ 動物園における陸棲野生動物媒介性感染症の防除のための技術規則 ・ 陸棲野生動物の伝染病及び感染源の監視・早期発見システム開発のための国家マスタープラン 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 主な家畜伝染病への対応に関する 国家危機管理計画 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要家畜伝染病の緊急事態対処規則 ・ 家畜の伝染病予防に係る国家中長期計画 ・ 清浄エリア評価措置 ・ 動物検疫措置 ・ 家畜伝染病予防条件の検討措置 ・ <u>家畜伝染病リスト</u> ・ <u>人獣共通感染症リスト</u> ・ 家畜伝染病のサーベイランスと疫学調査に関する国家計画 ・ 国家家畜伝染病強制免疫付与計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>届出伝染病リスト</u> ・ 感染症予防治療法の実施措置 ・ 農業農村部との協力メカニズム <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 国境衛生検疫法 </div>	

中国の生物多様性保全国家戦略・行動計画（2011-2030）では、野生動物の疾病を予防・管理するためのデータベースを構築するために、野生動物の疾病について全国的な評価を行うことを目標としている。

現在、中国では59の病原体による55の人獣共通感染症が、公衆衛生部門（43疾病）、家畜衛生部門（29疾病）、及び林業部門（7疾病：ペスト、鳥インフルエンザ（H7N9）、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）、狂犬病、ブルセラ症、牛結核、ウエストナイル熱）によって監視されている（表4）。

表4 中国の関係当局による人獣共通感染症の区分と監視

疾病/病原体	届出感染症	家畜伝染病	人獣共通感染症	優先監視対象の 野生生物の伝染 病及び感染源	陸棲野生動物 媒介性感染症 危険度分類	OIEリスト疾病 (2020年)
コレラ	A					
ペスト	A			○	B	
鳥インフルエンザ (H7N9)	B	II	○	○	B	○
高病原性鳥インフルエンザ (H5N1)	B	I	○	○	A	○
AIDS	B					
狂犬病	B	II	○	○	A	○
ブルセラ症	B	II	○	○	A	○
牛結核	B	II	○	○	A	○
炭疽	B	II	○		A	○
レプトスピラ症	B	II	○		B	
日本住血吸虫症	B	II	○		A	
日本脳炎	B	II	○		C	
鳥結核	B	III	○			○
腎症候性出血熱	B				C	
SARS	B				C	
デング熱	B				C	
E型肝炎	B					
新型コロナウイルス	B					
サルマラリア	B					
エキノコックス症	C	II	○		B	○
腸管出血性大腸菌	C	III	○		B	
非チフス性サルモネラ症	C	II	○			
ロタウイルス	C				B	
ジアルジア症	C					
エルシニア感染症	C				B	
クリプトスポリジウム症	C				B	
リンパ系フィラリア症	C	III	○			
リーシュマニア症	C	III	○		B	○
発疹チフス	C					
ツツガムシ病	C					
ハンセン病	C					
シャーガス病	その他					
ラッサ熱	その他				B	
黄熱	その他				C	
エボラ出血熱	その他				B	
ジカウイルス	その他					
広東住血吸虫症	その他					
MERS	その他					
リフトバレー熱	その他				B	○
マールブルグ病	その他				B	
チクングニア熱	その他				C	
アメーバ症	その他					
日本顎口虫症	その他					
ウエストナイル熱	その他			○	A	○
ノロウイルス	その他					
鼻疽	その他	II	○		B	
類鼻疽	その他	III	○		B	
豚レンサ球菌	その他	II	○			
伝達性海綿状脳症		I	○		A	○
トキソプラズマ症		II	○		B	

表4 中国の関係当局による人獣共通感染症の区分と管理（つづき）

疾病／病原体	届出感染症	家畜伝染病	人獣共通感染症	優先監視対象の 野生生物の伝染 病及び感染源	陸棲野生動物 媒介性感染症 危険度分類	OIEリスト疾病 (2020年)
トリヒナ症		Ⅱ	○		B	○
囊虫症		Ⅱ	○		B	○
野兔病		Ⅱ	○		B	○
肝吸虫		Ⅲ	○			
Q熱		Ⅲ	○		B	○
口蹄疫		I			A	○
リステリア症		Ⅲ	X		B	
放線菌症		Ⅲ	X		B	
エベリスロゾン病		Ⅲ			C	

以上